

内閣参質一八九第七号

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員櫻井充君提出集団的自衛権に係る政府の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員櫻井充君提出集団的自衛権に係る政府の答弁に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「自國と密接な関係にある外國」とは、一般に、外部からの武力攻撃に対し共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えられる。

二及び三について

国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第五十一条にいう「武力攻撃」とは、一般に、一国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えられるところ、一般に、国家以外の主体による攻撃であつてもこれに該当する場合があると考えている。

